

令和6年度 南魚沼市保育料(1・2号認定)月額表

令和元年10月 1 日以降、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料となりました。

令和6年度 南魚沼市保育料(3号認定)月額表

	階層		3 号認定 (標準時間)	3 号認定 (短時間)
非市 課町 税村 世民 帯税	1階層	生活保護法による被保護世帯	(0)	(0)
	2-1階層	市町村民税非課税の母・父子、または在宅障がい者世帯	(0)	(0)
	2-2階層	市町村民税非課税で上記ほかの世帯	(0)	(0)
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	3-1階層	市町村民税所得割額48,600円未満の母・父子、在宅障がい者世帯	(5,750)	(5,650)
	4-2-1階層	市町村民税所得割額77,101円未満の母・父子、在宅障がい者世帯	(6,000)	(6,000)
	3-2階層	市町村民税所得割額48,600円未満の上記ほかの世帯	(15,500)	(15,200)
	4-1階層	市町村民税所得割額48,600円以上～65,000円未満の世帯	(21,500)	(21,100)
	4-2階層	市町村民税所得割額65,000円以上～81,000円未満の世帯	(23,000)	(22,600)
	4-3階層	市町村民税所得割額81,000円以上～97,000円未満の世帯	(25,500)	(25,100)
	5-1階層	市町村民税所得割額97,000円以上～121,000円未満の世帯	(31,500)	(31,000)
	5-2階層	市町村民税所得割額121,000円以上～145,000円未満の世帯	(36,500)	(35,900)
	5-3階層	市町村民税所得割額145,000円以上～169,000円未満の世帯	(37,500)	(36,900)
	6-1階層	市町村民税所得割額169,000円以上～235,000円未満の世帯	(43,500)	(42,800)
	6-2階層	市町村民税所得割額235,000円以上～301,000円未満の世帯	(46,500)	(45,700)
	7階層	市町村民税所得割額301,000円以上～397,000円未満の世帯	(49,400)	(48,600)
	8階層	市町村民税所得割額397,000円以上の世帯	(52,500)	(51,600)

◎保育料金について

- ◆保育料は毎年4月1日の年齢にて計算をします。
- ◆保育料は全ての利用者が原則として、児童の父母の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆父母が海外にいる場合などで市町村民税の課税はないが父母が家計の主宰者の場合は、父母の収入をもとに算定した市町村民税所得割相当額により決定します。
- ◆父母が海外にいる場合で市町村民税の算定根拠資料が提出できず判定が出来ない場合や、市町村民税未申告で仮算定を行う世帯は8階層の保育料を徴収する。
- ◆父母に一定の収入がない場合には、家計の主宰者の市町村民税所得割額により決定します。
- ◆4月から8月までは前年度の市町村民税額、9月からは現年度の市町村民税額で計算します。
- ◆保育料算定用の市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除は適用されません。
- ◆入園後に家庭の状況に変更があった場合、保育料が変更されることがありますので、「支給認定変更申請書変更届」を在籍している園に提出してください。
- ◆延長保育料は、16時30分から18時30分は1時間150円、18時30分～19時00分は30分150円で計算します。

◎保育料の軽減

- ◆多子軽減: 児童の人数により保育料を軽減します。
 - ①市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯は、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校就学前の障がい児通園施設に同時入園している児童から数えて、2人目は半額、3人目以降は無料。
 - ②市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、生計が同一の最年長の子どもから数えて、2人目は半額、3人目以降は無料。
 - ③母・父子、在宅障がい者世帯で市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯は、生計が同一の最年長の子どもから数えて、2人目以降は無料。
- ◆上記の軽減を受けない児童で、生計が同一の最年長の子どもから数えて、3人目以降は保育料を全額免除します。